

入院食事療養費・生活療養費について

当院は、厚生労働大臣の定める入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）に関する基準の適合病院であり、近畿厚生局長に届出を行い、食事の質向上に努めています。入院患者の皆様にご提供のお食事は、その病状に応じて医師及び管理栄養士が管理にあたり、配膳については適時（朝 7:15 昼 12:00 夕 18:00以降）、適温での提供を行っております。

入院食事療養標準負担額					
区分					食事代（1食）
一般					510円
指定難病患者（住民税非課税除く）					300円
住民税非課税	70歳未満		過去12ヶ月の入院日数	90日まで	240円
				91日目から	190円
	70歳以上	低所得Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数	90日まで	240円
				91日目から	190円
		低所得Ⅰ			

※分娩でご入院の場合は自費で690円となります。

入院食事療養・生活療養標準負担額（療養病床入院の65歳以上）					
区分				食事代（1食）	居住費（1日）
一般（医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）				510円	370円
指定難病患者（住民税非課税除く）				300円	0円
住民税非課税	65歳～70歳未満		医療区分Ⅰ		240円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	240円
				91日目から	190円
	70歳以上	低所得Ⅱ	医療区分Ⅰ		240円
			過去12ヶ月の入院日数	90日まで	240円
				91日目から	190円
		低所得Ⅰ	医療区分Ⅰ		140円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ		110円

※住民税非課税世帯の方は『限度額適用・標準負担額減額認定書』の申請が必要となります。

『限度額適用・標準負担額減額認定書』を当院へ提出していただいた月から適用いたします。